

第53期定時株主総会招集ご通知に関する インターネット開示事項

【事業報告】

1. 企業集団の現況に関する事項
(7) 主要な営業所
6. 業務の適正を確保するための体制
及びその運用状況の概要

【計算書類】

株主資本等変動計算書
個別注記表

(自 平成26年9月1日)
(至 平成27年8月31日)



株式会社

コジマ

1. 会社の現況に関する事項

(7) 主要な営業所（平成27年8月31日現在）

本 社 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

池袋本部 東京都豊島区西池袋三丁目28番13号

地 区 名	都道府県名	主 要 な 店 舗 名	店 舗 数
北 海 道	北 海 道	コジマ×ビックカメラ函館店 コジマ×ビックカメライオン西岡店	2
東 北	青 森 県	コジマ×ビックカメラ弘前ヒロロ店 NEW弘前店 NEW青森	3
	岩 手 県	コジマ×ビックカメラ盛岡店	1
	宮 城 県	コジマ×ビックカメライオンモール名取店 コジマ×ビックカメラ泉中央店 NEW多賀城店	5
	秋 田 県	コジマ×ビックカメラ卸団地店	1
	福 島 県	コジマ×ビックカメラいわき店 コジマ×ビックカメラ福島店 コジマ×ビックカメラ方木田店	6
北 関 東	茨 城 県	N E W 古 河 店 N E W 下 館 店 N E W 学 園 都 市 店	3
	栃 木 県	コジマ×ビックカメラ栃木店 コジマ×ビックカメラ駒生店 コジマ×ビックカメラ小山店	13
	群 馬 県	コジマ×ビックカメラ高崎店 NEW太田店 NEW伊勢崎店	4
南 関 東	埼 玉 県	コジマ×ビックカメラ新座店 コジマ×ビックカメラ越谷店 コジマ×ビックカメラ春日部店	21
	千 葉 県	コジマ×ビックカメラ柏店 コジマ×ビックカメラ松戸店 コジマ×ビックカメラ習志野店	9
	東 京 都	コジマ×ビックカメラ用賀店 コジマ×ビックカメラ成城店 コジマ×ビックカメラ江戸川店	25
	神 奈 川 県	コジマ×ビックカメラ梶ヶ谷店 コジマ×ビックカメラ横須賀店 コジマ×ビックカメラ海老名店	11
北 陸 甲 信 越	新 潟 県	コジマ×ビックカメラ新潟店 NEW上越店 イオンモール新発田店	3
	富 山 県	NEW富山店 NEW西富山店	2
	山 梨 県	NEW甲府 コジマ×ビックカメラ甲府バイパス店	2

地 区 名	都道府県名	主 要 な 店 舗 名	店 舗 数
中 部	静 岡 県	コジマ×ビックカメラ静岡店 コジマ×ビックカメラ富士店 コジマ×ビックカメラ沼津店	5
	愛 知 県	コジマ×ビックカメラ熱田店 コジマ×ビックカメラ鳴海店 コジマ×ビックカメラ豊橋店	5
	三 重 県	コジマ×ビックカメラ四日市店	1
近 畿	京 都 府	コジマ×ビックカメラ高野店	1
	大 阪 府	コジマ×ビックカメラ茨木店 コジマ×ビックカメラ大東店 コジマ×ビックカメラ箕面店	6
	兵 庫 県	コジマ×ビックカメラ名谷店 NEW南武庫之荘店 神戸ハーバーランド店	4
	和 歌 山 県	NEW和歌山店	1
中 国	広 島 県	コジマ×ビックカメラ広島インター緑井店 NEW宇品店	2
	山 口 県	NEW山口宇部空港店	1
九 州	福 岡 県	コジマ×ビックカメラ八幡店 コジマ×ビックカメラ福岡春日店 コジマ×ビックカメラ福岡西店	4
	熊 本 県	コジマ×ビックカメラ熊本店	1
	沖 縄 県	コジマ×ビックカメラ那覇店 コジマ×ビックカメライオンモール沖縄ライカム店	2
合 計			144

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制の整備のため、次のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を制定しております。取締役会は、内部統制システムの整備・運用について不断の見直しを行い、効率的で適法、適正な業務の執行体制を確立しております。

(1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任（及び企業倫理）を果たすため、コンプライアンス憲章（平成15年10月制定、平成27年4月改定）を全役職員に周知徹底させる。
- ② 取締役会の諮問機関として、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題について必要な検討を実施する。
- ③ 役職員がコンプライアンス上の問題を発見した場合、コンプライアンス委員会事務局に速やかに報告・通報するよう、周知徹底する。コンプライアンス事務局への報告・通報内容は執行役員会に報告する。
- ④ 内部監査部は、内部統制の有効性と業務執行の状況につき、全部門を対象に業務監査を実施し、適宜、監査結果を代表取締役社長及び監査役会に報告する。
- ⑤ 役職員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うこと等により、役職員に対し、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
- ⑥ 役職員は、適正に業務を遂行しているかどうかを自主チェックするとともに、他の役職員の業務遂行を常時監督する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行にかかる情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 各本部は、それぞれの本部内に関するリスクの管理を行う。各本部長は、定期的にリスク管理の状況を取締役会に報告する。
- ② 不測の事態が発生したときは、代表取締役を長とする緊急時対策本部を設置し、迅速な対応を行うことにより、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。
- ③ 反社会的勢力との関係を遮断し、毅然とした態度で組織的に対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに業務目標を明確にする。
- ② 意思決定プロセスの簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、重要な事項については執行役員会を設置して合議制により慎重な意思決定を行う。
- ③ 電子稟議等のITシステムを活用することにより、業務の効率化及び他の役職員との情報共有並びに意思連絡の迅速化・簡素化を図る。

(5) 業務の適正を確保するための体制

- ① コンプライアンス憲章に従い、コンプライアンス体制の構築に努める。
- ② (株)ビックカメラとの合同会議等において、業務の状況を定期的に報告する。
- ③ リスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき職員（以下、「監査役補助者」という。）を置くことを求めた場合における当該監査役補助者に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役室にその職務の遂行に足る適切な人材を配置することができる。

(7) 監査役補助者の取締役からの独立性及び指示の実効性に関する事項

当該監査役補助者の取締役からの独立性及び指示の実効性を確保するために、当該監査役補助者の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得る。

(8) 役職員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 役職員が監査役に報告すべき事項を次のように定める。
 - イ. 会社に重大な損失を及ぼすおそれのある事項
 - ロ. 毎月の経営状況として重要な事項
 - ハ. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ニ. 重大な法令・定款違反
 - ホ. その他コンプライアンス上重要な事項
- ② 監査役は、取締役会その他会社で行われる重要な会議に出席し発言することができるとともに、必要に応じて、役職員に対して報告を求めることができる。
- ③ 各部門を統括する取締役は、監査役会と協議の上、定期的または不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告する。
- ④ 監査役へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として人事上の不利な取扱いを受けないよう、その処遇については監査役会の同意を得ることとする。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
- ② 監査役会は、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で、定期的に意見交換会を開催する。
- ③ 監査役会は、内部監査部と連携して情報交換を行い、効果的な監査業務の遂行を図る。
- ④ 監査役の職務の執行について生ずる弁護士、公認会計士等に対する費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査役の職務に必要でないと認められる場合を除き、会社がこれを負担する。

(内部統制システムの運用状況の概要)

「内部統制システムに関する基本方針」に沿った当社の内部統制システムの当事業年度における運用状況の概要は、以下の通りです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 方針に記載の項目については、既に基本的な制度等を整備済みであり、引き続き、適切な運用を行っている。
- ② 新規の案件としては、景品表示法の課徴金制度の施行に向けて、「景品・表示規程」を制定し、法令に沿った研修と人材の養成を行っている。
- ③ 「公益通報者保護規程」に基づくコンプライアンス相談窓口については、社内に周知し、その活用が図られており、コンプライアンス委員会及び取締役会において、定期的にその内容が報告されている。
- ④ 個人情報保護については、一般財団法人日本経済社会推進協会の「プライバシーマーク」を取得している親会社の株式会社ビックカメラと同水準の厳正な管理を行っている。
- ⑤ 内部監査部は、「内部監査規程」に基づき、監査役及び会計監査人とも連携を図り、第53期において全店舗及び主要な本部の内部監査を実施した。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「取締役会規程」、「機密情報取扱規程」等に基づき、取締役会、執行役員会等の議事録・会議書類、個人情報及び機密情報等の適切な保存及び管理を行っている。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」を見直し、グループ全体を対象としたリスク管理体制の整備を行った。

- ② 定期的にコンプライアンス委員会、リスク管理実務担当者会議を開催し、グループ全体のリスク管理体制の強化に努めている。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 「取締役会規程」「執行役員会議規程」等に基づき、第53期において、取締役会（定時12回、臨時5回）、執行役員会（定時12回、臨時4回）等が開催された。
 - ② 業績のタイムリーな把握については、業務報告やシステム等を通じて、迅速に報告されている。
- (5) 当社における業務の適正を確保するための体制
 - ① 「リスク管理規程」に基づき、各部署よりリスク管理報告書を徴求し、定期的にリスク管理実務担当者会議を実施。親会社の株式会社ビックカメラのコンプライアンス担当部門とともに内部統制の強化を図ることとしている。
 - ② 会社の業務内容等について、取締役会を始めとする様々な会議体において、情報の共有及び協議が行われた。
 - ③ コンプライアンス担当部門及び関係部門は、親会社の株式会社ビックカメラと一体となって、法令研修、インサイダー取引研修等を開催している。
 - ④ 経営の効率化と適正な財務報告を確保するため、親会社ビックカメラと一体となってより効率的なシステム導入とIT統制の強化を行っている。
- (6) 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社グループ各社の財務報告に係る内部統制の評価については毎期の決算時に行っており、適正な財務書類の作成に向けてその体制の強化を図っている。
- (7) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - ① 社員必携の配布や社内研修等を通じて、反社会的勢力排除に向けて周知徹底を行っている。
 - ② 「公益社団法人栃木県暴力追放県民センター」に加盟し、関係機関とも連携し、反社会的勢力排除に向けた体制の強化を図っている。
 - ③ 取引先についても、「契約管理規程」に基づき厳正なチェックを行い、反社会的勢力とは取引を行わないこととしている。
- (8) 監査役監査の実効性を確保するための体制に関する事項
 - ① 監査役監査の実効性を高めるため、新たに「監査役への報告等に関する規程」を定め、監査の実効性を高める運用を行っている。
 - ② 監査役は取締役会等に出席するとともに、取締役及び使用人等から経営・業績に影響を及ぼす重要な事項等について報告を受けている。
 - ③ 監査役は代表取締役、会計監査人、関係会社監査役、各部署のリスク管理実務担当者等と定期的な会議等を持ち、より広範な情報共有を行っている。

株主資本等変動計算書

（平成26年 9 月 1 日から）
（平成27年 8 月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	25,975	6,493	17,265	23,759	△7,534	△7,534
会計方針の変更による 累積的影響額					366	366
会計方針の変更を反映した 当期首残高	25,975	6,493	17,265	23,759	△7,167	△7,167
当期変動額						
剰余金（その他資本剰余金）の配当			△311	△311		
資本剰余金から利益剰余金への振替			△7,534	△7,534	7,534	7,534
当期純損失（△）					△6,346	△6,346
自己株式の取得						
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	△7,846	△7,846	1,188	1,188
当期末残高	25,975	6,493	9,419	15,913	△5,979	△5,979

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	42,199	645	645	42,845
会計方針の変更による 累積的影響額		366			366
会計方針の変更を反映し た当期首残高	△0	42,566	645	645	43,211
当期変動額					
剰余金（その他資本剰 余金）の配当		△311			△311
資本剰余金から利益剰 余金への振替		—			—
当期純損失（△）		△6,346			△6,346
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			32	32	32
当期変動額合計	△0	△6,658	32	32	△6,625
当期末残高	△0	35,907	678	678	36,586

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品 …………… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

貯蔵品 …………… 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）… 定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、事業用定期借地権が設定されている借地上の建物については、当該契約期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア …………… 利用可能期間（5年）による定額法によっております。

その他 …………… 定額法によっております。

耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とした定額法によっております。

残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものについては当該残価保証額とし、それ以外のものはゼロとしております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 投資その他の資産

長期前払費用 …………… 定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- | | |
|---------------------|--|
| (1) 貸倒引当金 …………… | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| (2) 賞与引当金 …………… | 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。 |
| (3) ポイント引当金 …………… | 顧客に付与したポイントの将来の利用に備えるため、当事業年度末における利用実績率に基づき将来利用されると見込まれる額を計上しております。 |
| (4) 店舗閉鎖損失引当金 …………… | 店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、店舗閉鎖損失見込額を計上しております。 |
| (5) 商品保証引当金 …………… | 販売した商品の保証期間に係る修理費用の発生に備えるため、過去の修理実績に基づき将来の修理費用見込額を計上しております。 |

- (6) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の費用処理方法

会計基準変更時差異については、15年による按分額を当該年数にわたって費用の減額処理しております。

また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(2) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(会計方針の変更)

1. たな卸資産の評価方法の変更

当社の商品の評価方法は、従来、総平均法によっておりましたが、当事業年度より、移動平均法に変更いたしました。

この変更は当事業年度より、親会社である株式会社ビックカメラとリポートを含めた商品の粗利益の管理方法を統一し、より正確な商品金額及び期間損益の計算を実現することを目的として、新会計システムに移行したことに伴うものであります。当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。

この結果、株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は64百万円減少しております。

2. 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を、平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が666百万円増加し、利益剰余金が430百万円増加しております。また、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

なお、1株当たり情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

（表示方法の変更）

損益計算書関係

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取手数料」（前事業年度29百万円）は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	45,092百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	2,416百万円
短期金銭債務	18,699百万円
3. 取締役、監査役に対する金銭債務	
長期金銭債務	19百万円
4. 担保に供している資産	
売掛金	3,992百万円
商品	37,602百万円
建物	7,459百万円
土地	8,282百万円
投資有価証券	64百万円
長期差入保証金	2,544百万円
合計	59,946百万円
担保権によって担保されている債務	
短期借入金	5,400百万円
1年内返済予定の長期借入金	17,919百万円
合計	23,319百万円
5. 偶発債務	

当社は、建設協力金返還請求権の信託譲渡に伴い減少した建設協力金の当事業年度末における未償還残高419百万円について、土地所有者による建設協力金返還が困難になるなどの事由が生じた場合の買戻義務を負っております。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引	売上高	607百万円
	売上原価	368百万円
	販売費及び一般管理費	1,016百万円
営業取引以外の取引		97百万円

2. 減損損失

場所	用途	種類
福島県 他	営業店舗 他	建物、土地、リース資産 他

当社は、営業店舗や遊休資産等について個別物件ごとにグルーピングしております。

当社は競争力のある店舗作りに取組み、また、効率的な店舗網構築のため、積極的な店舗統廃合を実施しておりますが、収益性が著しく低下した営業店舗、今後の統廃合により閉鎖予定の営業店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額しており、当該減少額1,040百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物647百万円、構築物16百万円、機械及び装置0百万円、工具、器具及び備品35百万円、土地12百万円、リース資産328百万円であります。

当社は、個別物件ごとに正味売却価額と使用価値とを比較し、いずれか高い価額をもって回収可能価額としております。なお、正味売却価額については不動産鑑定評価額等に基づき算定しており、使用価値については将来キャッシュ・フローを4%の割引率で割り引いて算定しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当 事 業 年 度 期首の株式数 (千株)	当事業年度増加 株 式 数 (千 株)	当事業年度減少 株 式 数 (千 株)	当 事 業 年 度 末 の株式数 (千株)
普通株式	77,912	—	—	77,912

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当 事 業 年 度 期 首 の株式数 (千株)	当事業年度増加 株 式 数 (千 株)	当事業年度減少 株 式 数 (千 株)	当 事 業 年 度 末 の株式数 (千株)
普通株式	0	0	—	0

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成26年11月25日 定時株主総会	普通株式	資本剰余金	311	4.00	平成26年8月31日	平成26年11月26日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払事業税	22百万円
賞与引当金	238百万円
ポイント引当金	470百万円
たな卸資産	612百万円
店舗閉鎖損失引当金	691百万円
商品保証引当金	792百万円
減価償却超過額	2,867百万円
減損損失	5,551百万円
資産除去債務	1,476百万円
繰越欠損金	7,461百万円
その他	800百万円
繰延税金資産小計	20,983百万円
評価性引当額	△12,579百万円
繰延税金資産合計	8,404百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△697百万円
有形固定資産	△168百万円
その他有価証券評価差額金	△319百万円
その他	△571百万円
繰延税金負債合計	△1,757百万円
繰延税金資産の純額	6,646百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.38%から平成27年9月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については32.83%に、平成28年9月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.06%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は635百万円減少し、法人税等調整額(借方)が668百万円増加しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
(借主側)

- (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額 (百万円)	減損損失累計額 相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
建 物	3,240	794	1,896	550

- (2) 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1年以内 425百万円

1年超 1,721百万円

合計 2,146百万円

リース資産減損勘定の残高 1,565百万円

- (3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額

支払リース料 236百万円

リース資産減損勘定の取崩額 413百万円

減価償却費相当額 32百万円

支払利息相当額 74百万円

- (4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とした定額法によっております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものについては当該残価保証額とし、それ以外のはゼロとしております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引 (借主側)

未経過リース料

1年以内 3,091百万円

1年超 16,216百万円

合計 19,307百万円

3. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
(貸主側)

(1) リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び期末残高

	取 得 価 額 (百万円)	減 価 償 却 累 計 額 (百万円)	減 損 損 失 累 計 額 (百万円)	期 末 残 高 (百万円)
建 物	243	84	158	—
構 築 物	41	27	13	—
合 計	284	112	172	—

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1 年以内	16百万円
1 年超	172百万円
合計	188百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高及び見積残存価額の残高の合計額が、営業債権の期末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法により算定しております。

受取リース料 16百万円

4. オペレーティング・リース取引 (貸主側)

未経過リース料

1 年以内	1, 135百万円
1 年超	3, 446百万円
合計	4, 581百万円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、安全性の高い金融資産に限定して資金を運用しており、一方、短期的な運転資金や設備投資計画に照らして必要となる資金を主として親会社である株式会社ビックカメラ及び取引金融機関からの借入により調達しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、店舗新設等に伴う長期差入保証金は、顧客及び差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握する体制としております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3か月以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に短期的な運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で5年10か月であります。このうち借入金には変動金利によるものが含まれており、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部を除き、当該リスクを回避するためにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用する方針であります。ヘッジの有効性評価については、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間におけるヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして行っておりますが、当該リスク特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、明らかに高い有効性が認められるため、その評価を省略しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁権限者の承認を得て行っております。なお、取引の契約先は信用度の高い金融機関に限っているため、相手先の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。

また、営業債務や借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社は、各部門からの報告に基づき担当部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定水準に維持すること等により、当該リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年8月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注)2をご参照ください。）。

	貸借対照表 計上額(百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	4,224	4,224	—
(2) 売掛金	8,225		
貸倒引当金（※1）	△71		
	8,153	8,153	—
(3) 投資有価証券	1,317	1,317	—
(4) 差入保証金	16,789		
貸倒引当金（※2）	△24		
	16,765	16,416	△349
資 産 計	30,459	30,110	△349
(1) 買掛金	10,041	10,041	—
(2) 短期借入金	15,500	15,500	—
(3) 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	18,287	18,336	48
(4) リース債務（1年内返済予定のものを含む）	3,158	3,177	18
負 債 計	46,988	47,055	67

(※) 1. 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

2. 差入保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価については、取引所の価格に基づき算定しております。

投資有価証券はその他有価証券として保有しております。また、その他有価証券に係る種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

種 類	貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	1,317	318	998
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
小 計	1,317	318	998
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
小 計	—	—	—
合 計	1,317	318	998

(4) 差入保証金

差入保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを、合理的に見積った返済期日までの期間に対応する利率により割り引いた現在価値によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金、(4) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額（百万円）
投資有価証券	
その他有価証券（非上場株式）	130

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1 年以内 （百万円）	1 年 超 5 年以内 （百万円）	5 年 超 10 年以内 （百万円）	10 年 超 （百万円）
預金	3,659	—	—	—
売掛金	8,225	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券（国債・地方債等）	—	—	—	—
合 計	11,884	—	—	—

4. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1 年以内 （百万円）	1 年 超 5 年以内 （百万円）	5 年 超 10 年以内 （百万円）	10 年 超 （百万円）
長期借入金	18,155	132	—	—
リース債務	1,612	1,511	34	—
合 計	19,768	1,643	34	—

(賃貸等不動産に関する注記)

重要性がないため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

親会社

種類	会社等の 名称	事業の内容	議決権所有 関係割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	株式会社 ビックカ メラ	家庭用電化製品の販売	被 所 有 直 接 50.05 %	商品の発注及び代金 の支払業務の委託 資金の借入 役員の兼任等	商品の発注及 び代金の支払 業務の委託 (注1、3)	150,122	買掛金 売掛金	8,430 1,614
					資金の借入 (注2)	—	短期借入金	10,000

(注) 1. 商品の発注及び代金の支払業務の委託については、親会社である株式会社ビックカメラの仕入先との取引条件と同一であります。

2. 資金の借入の取引金額については、借入金の実行(120,000百万円)及び返済(120,000百万円)を相殺して記載しております。資金の借入利息率については、市場金利を勘案し合理的に利率を決定しております。

3. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 469円58銭
- 1株当たり当期純損失 81円46銭

(注)「会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額が、5円53銭増加しております。また、1株当たり当期純損失金額に与える影響額は軽微であります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

企業結合等関係

共通支配下の取引等

当社は、平成26年7月22日開催の取締役会の決議に基づき、平成26年9月1日を効力発生日として、当社の100%子会社である株式会社コジマエージェンシーを吸収合併いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容(平成26年8月31日現在)

結合当事企業の名称 株式会社コジマエージェンシー

事業の内容 旅行代理業及び不動産賃貸業

総資産 142百万円

負債 118百万円

純資産 24百万円

(2) 企業結合日

平成26年9月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社とし、株式会社コジマエージェンシーを吸収合併消滅会社とする吸収合併であります。

(注) 本合併は、当社においては会社法第796条第3項に基づく簡易合併であり、株式会社コジマエージェンシーにおいては会社法第784条第1項に基づく略式合併であるため、いずれも合併契約承認株主総会を開催いたしません。

(4) 結合後企業の名称

株式会社コジマ

(5) その他取引の概要に関する事項

経営合理化による業務縮小を行ってまいりました株式会社コジマエージェンシーの業務を統合し継続することにより、さらなるグループ経営の効率化を図るため、本吸収合併を行うものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日公表分)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施しております。

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.